中国、ASEAN主要国の商標登録証について

2021年10月21日 執筆者 弁理士 岡田充浩

1 概要

商標登録証は、商標権の存在を示すために利用されています。本稿では利用する機会が 多い中国及び ASEAN 主要国の商標登録証について御紹介します。

商標登録証の一例



2 中国の商標登録証について

中国での商標登録は、直接出願のルートか、又はマドリッドプロトコルによる国際登録 出願(以下「マドプロ出願」といいます)のルートかを通じてなされます。

第一 直接出願のルート

商標登録に応じて<u>商標登録証</u>が国家知識産権局から交付されます(中国商標法第33条)。交付は紙媒体又は電子媒体での交付となります。商標登録証は商標権の権利行使の際に必要となります。

第二 マドプロ出願のルート

商標登録証が交付されません。別途申請を通じて商標登録証に代わる<u>商標登録証明書</u>を取得することができます。但し申請の時期が、上記の直接出願の審査期間の2~3倍となるマドプロ出願の審査期間の満了後となり、時間を要します。

なお 2022 年 01 月 01 日より、商標登録証(商標登録証明書)の交付は、電子媒体での交付のみとなります。具体的には、<u>商標登録証受領通知書</u>が発送され、当該通知書に記載された抽出コードを通じてWebサイトからダウンロードする電子媒体での交付となります。

3 ASEAN 主要国の商標登録証について

ASEAN 主要国での商標登録は中国と同様、直接出願のルートか、又はマドプロ出願のルートかを通じてなされます。

3.1 インドネシア

第一 直接出願のルート

商標登録に応じて<u>商標登録証</u>がインドネシア知的財産権総局商標局から交付されます(インドネシア商標法第25条)。交付はWebサイトからダウンロードする電子媒体での交

付となります。商標登録証は商標権の権利行使の際に必要となります。

第二 マドプロ出願のルート

保護認容に応じて<u>商標登録証</u>がインドネシア知的財産権総局商標局から交付されます(政令第14条)。交付はWebサイトからダウンロードする電子媒体での交付となります。 商標登録証は商標権の権利行使の際に必要となります。

3.2 タイ

第一 直接出願のルート

商標登録に応じて<u>商標登録証</u>がタイ知的財産局から交付されます(タイ商標法第 40 条、商標規則第 23 条)。交付は紙媒体での交付となります。商標登録証は商標権の権利行 使の際に必要となります。

第二 マドプロ出願のルート

保護認容に応じて<u>商標登録証</u>がタイ知的財産局から交付されます。交付は紙媒体での交付となります。商標登録証は商標権の権利行使の際に必要となります。

3.3 ベトナム

第一 直接出願のルート

商標登録に応じて<u>商標登録証</u>が国家知的財産庁から付与されます(ベトナム知的財産法第 117 条及び第 118 条)。交付は紙媒体での交付となります(省令第 18.2(a))。商標登録証は商標権の権利行使の際に必要となります(ベトナム知的財産法第 203 条)。

第二 マドプロ出願のルート

保護付与決定の後、且つ名義人の請求に応じて<u>商標証明書</u>が国家知的財産庁から付与されます(省令第41.6(e))。交付は紙媒体での交付となります。商標証明書は商標権の権利行使の際に必要となります(ベトナム知的財産法第203条)。

3.4 シンガポール

第一 直接出願のルート

商標登録に応じて<u>商標登録証</u>がシンガポール知的財産庁から発行されます(シンガポール商標法第 15条(3)、規則 41)。交付はWebサイトからダウンロードする電子媒体での交付となります。但し商標権の権利行使の際には、商標登録証でなく、出願から登録までの細目を記載する登録簿が必要となります(シンガポール商標法第 102条、規則 47)。

第二 マドプロ出願のルート

保護認容があっても商標登録証がシンガポール知的財産庁から交付されません。

3.5 マレーシア

第一 直接出願のルート

商標登録に応じて<u>登録官の証印付きの登録通知</u>のみが自動的に交付され、所定の費用を含む申請に応じて<u>商標登録証</u>が別途交付されます(マレーシア商標法第 36 条)。商標登録証は上記の登録通知と同等に扱われます(同第 36 条)。交付は紙媒体での交付となります。<u>登録通知及び商標登録証</u>は商標権の権利行使の際に必要となります(マレーシア商標法第 52 条、同 145 条)。

第二 マドプロ出願のルート

直接出願する場合と同様に運用されます(規則70)。

3.6 フィリピン

第一 直接出願のルート

商標登録に応じて<u>商標登録証</u>がフィリピン知的財産庁から交付されます(フィリピン商標法第136条、同137条、規則703)。交付は紙媒体での交付となります(同136条、同137条、規則703)。商標登録証は商標権の権利行使の際に必要となります(同138条、規則802)。

第二 マドプロ出願のルート

明文規定がなく商標登録証がフィリピン知的財産庁から交付されないとされています。

4 結び

本稿では権利行使などで必要となる商標登録証について御紹介しました。商標登録証は国毎及び出願ルート毎に取り扱いが異なるため確認が必要です。

以上